

午起末永線ほか6線街路樹管理業務委託 仕様書

1. 業務概要
街路樹の健全な育成を図るため、樹木本来の整った自然樹形に維持することを基本目的とし、道路状況・空間的余裕・生育状況などを考慮して行う剪定作業。
2. 管理仕様
 - ◆高木剪定工
 - ①樹形について、基本的には頂部枝は短く、下方枝に至るにつれて長く分枝するよう仕立てること。
 - ②樹冠形上不必要な枝（徒長枝・弱枝・ふところ枝・からみ枝等）・枯枝・胴吹き枝ひこばえは除去し、樹木の上部から下部に向かって行うこと。
 - ③古枝部より成長した新枝については、良い方向に伸びている枝を残し剪定するものとし、残す新枝の長さについては樹形を損なわないように剪定すること。
 - ④古枝部のコブについては、切り取るか、または削り取るものとする。
 - ⑤架空線に原則接触しないよう剪定すること。
 - ⑥民地に入っている枝、車道、歩道の通行に支障になることが予想される枝は必ず除去すること。
 - ⑦高木剪定工を施工する前に、見本切りを実施し監督員の確認を受けること。

・実施時期 9月上旬～10月末まで（期間内に必ず完了させること）
※午起末永線及び金場新正線（アオギリ）は9月末までに実施すること。
 - ◆樹木伐採工
 - ①対象路線で枯木の目視調査を行い、枯木を発見した場合には伐採を行うこと。
 - ②伐採については、7月末までに施工すること。
 - ③伐採は極力地表に近い位置で行うこと。

・実施時期 7月末まで
 - ◆低木剪定工
 - ①上端をそろえ両面刈りとし、全体として形をつくり上げるよう考慮すること。
 - ②枯枝をとり、枝葉の粗密をなくすよう剪定を行うこと。
 - ③刈込高さは60cmを標準とし、樹種等に応じて柔軟に対応すること。
 - ④低木植栽帯内に自然生えの樹木がある場合は、伐採すること。

・実施時期 1回目は6月、2回目は秋期に実施。
 - ◆除草清掃工
 - 対象路線について街路樹柵内の除草、落葉清掃を実施すること。
 - 除草時に視認不良となる胴ぶき等があれば、除去すること。
 - ※金場新正線の中央通りより南側については中央分離帯のみを対象とする。

・実施時期 柵内除草：1回目は6月、2回目は秋期に実施。
落葉清掃：各路線の樹種に応じて落葉終盤に実施。
 - ◆その他
 - 街路樹柵内は地域住民、ボランティアなどにより花などが植えられている場合があるため、作業時に植栽帯内の花などを踏み荒らさないよう十分注意すること。
 - ◆剪定枝等処分
 - 契約後直ちに処分先を報告すること。処分先は一般廃棄物処理業の許可施設とする。四日市市と処分施設を所管する市町との協議内容によっては、処分先の変更を指示する場合があるため、その場合はその指示に従うこと。

3. 剪定樹種
- 【午起末永線】 アオギリ 52 本、プラタナス 22 本、クロガネモチ 24 本
イチョウ 17 本、ケヤキ 10 本、低木剪定 800 m²
 - 【金場新正線】 ケヤキ 80 本、アオギリ等 32 本
低木剪定 240 m²×2 回（中央分離帯のアベリア）
 - 【諏訪新道線】 ケヤキ等 32 本、低木剪定 200 m²（アベリア、シャリンバイ）
 - 【末広新正線】 ケヤキ 22 本、クスノキ 49 本、クロガネモチ 6 本
 - 【西町線・西新地久保田線】
モチノキ等 52 本、アオギリ 32 本、低木 2,420 m²
（西新地久保田線 1,100m²×2 回、西町線 110m²×2 回）
 - 【東新 1 2 号線】 ナンキンハゼ 15 本、低木剪定 150 m²
4. 業務確認
- 作業完了の都度速やかに、工種ごとにまとめた作業報告書に写真、処分伝票の写しを添えて提出し、遅延なく確認を受けること。
※各路線について樹種ごとに剪定、伐採本数及び幹周の集計を実施し、処分伝票の写しとともに令和 4 年 1 2 月 2 3 日までに必ず報告を行うこと。
5. 安全管理
- ①本業務の施行に当たっては、受注者にて道路交通法第 7 7 条による「道路使用許可」を所轄警察署長より受け、写しの提出を行うこと。
 - ②剪定作業等で交通の障害となる場合は、支障となる車道及び歩道に交通誘導員を配置すること。
 - ③作業範囲（剪定枝が落ちる範囲）はカラーコーン等で囲い、容易に第三者が進入できないようにすること。
 - ④作業範囲を第三者が通行する場合は作業を中断し、安全を確認してから通行させること。剪定の再開は通行者が確実に作業範囲を通過した後とすること。
 - ⑤剪定作業員と交通整理員は作業中断等の連携を確実なものとするため、指示、合図の事前確認等について十分な打合せを行うこと。
6. 防災体制
- 台風等による風水害が想定される場合には、監督職員の指示に基づき、緊急時に倒木処理等の作業が可能な体制を確保すること。また契約路線について事後のパトロールを実施し、速やかに結果の報告を行うこと。
7. 委託料支払
- 委託料は完了払とし、業務完了後、受託者の請求に基づき支払うものとする。
8. その他
- ①対象路線で枯木、倒木が発生した場合には伐採、撤去、処分を行うこと。
※設計変更の対象とする。
 - ②不要な支柱及び腐食した支柱について、撤去を行うこと。
 - ③管理用のテープ等を設置した場合には、作業完了後に除去すること。
 - ④良好な管理業務の遂行する際に必要とされる施設の改良及び修繕工事が発生した場合、監督員と協議し管理業務委託の一環として施工すること。
※設計変更の対象とする。
 - ⑤同調する工事等がある場合は、十分に調整を図ること。
 - ⑥その他、この仕様に定めない事項及び疑義を生じた場合は監督職員の指示を受けること。

9. 暴力団等不当介入に関する事項

- ◆契約の解除 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

- ◆暴力団等による不当介入を受けたときの義務
 - ①不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
 - ②契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
 - ③①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託（下請を含む。以下同じ。）する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできな

いようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 業務等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。